

「新成長戦略実現 2011」について

（平成 23 年 1 月 25 日
閣 議 決 定）

「新成長戦略実現 2011」を別紙のとおり定める。

「新成長戦略実現 2011」

2011年1月25日

【目 次】

はじめに	2
I 新成長戦略の実現に向けた基本方針	3
1 2010 年の主要な成果	3
2 2011 年に見込まれる主要な成果と課題	5
(1) 2011 年に見込まれる主要な成果と課題	5
(2) フォローアップの実施	13
3 新成長戦略の実行 2 年目に当たって	14
(1) 新成長戦略実現会議の役割	14
(2) 成長戦略の基本的考え方	15
II マクロ経済運営を中心とする経済財政運営の基本方針	18
1 「新成長戦略」策定後の経済動向	18
2 今後のマクロ経済運営を中心とする経済財政運営の 基本方針	18
(1) デフレ脱却に向けて	18
(2) 中長期的な経済成長目標の実現に向けて	19
3 経済の展望とマクロ経済目標	20
(1) 経済成長	20
(2) デフレからの脱却	20
(3) 雇用	20
(別紙 1) 2010 年の主要な成果	21
(別紙 2) 2011 年に見込まれる主要な成果と課題	33

はじめに

我が国の経済はバブル崩壊以後の 20 年間、低迷を続け、閉塞状態を脱却することができていない。

これまでの長期にわたる低迷に加え、今後も人口が減少し、かつ労働力が人口減少を上回る速度で減少することが見込まれており、高い経済成長の実現はこれまで以上に難しい課題となっている。しかしながら、社会保障や財政を維持し、暮らしの豊かさの向上のためには、経済成長を最大限実現していく必要がある。

山積する課題を次の世代に先送りしないためには、この閉塞状態を打ち破り「元気が出る日本を復活させる」ための新成長戦略を実現させなければならない。まさに、有言実行の具体的な「実」を示すときである。ただし、成長とは変化であり、変化を起こす覚悟を伴う。我々は、困難を覚悟した勇氣ある「決断」か、さもなければ先送りの果てにある「衰退」かの分水嶺の上に立っていることを認識する必要がある。

新成長戦略の実現に当たっては、その実行により得られる成果を、国民に分かりやすく説明し、成長への期待を高めること、すなわち成長の見える化を実現していくことが重要である。さらに、社会の全ての構成員の参画を促すとともに、個々人の生み出す付加価値を高め、国民が成長の果実を実感することも重要である。こうした成長の「見える」「感じる」が実現されることで、創意と工夫を生み出そうとする意欲も喚起される。

この循環を起こしていくためにも、21 の国家戦略プロジェクトを始めとする新成長戦略に掲げる施策が着実に実施されていることが広く知られるとともに、各施策が PDCA サイクルによって、きちんと進捗管理がなされ、変化の過程が目に見えるものとなっていなければならない。

「新成長戦略実現 2011」は、新成長戦略に掲げる施策について、2010 年においてどのような具体の成果が表れたのか、2011 年においてどのような成果が挙がるのか、またその実現に当たって何が課題となるのかを、国民に対し明らかにするとともに、成長戦略の基本的な考え方を示すものである。

I 新成長戦略の実現に向けた基本方針

1 2010 年の主要な成果

新成長戦略実現会議においては、発足から約4か月間という短期間ではあったが、特に重要な政策課題に注力して精力的に討議を行ってきた。新成長戦略実現会議の討議を踏まえ、政府においては、2010年は主に以下の3点について、取組を進め、成果を挙げることができた。

なお、21の国家戦略プロジェクトについては、総理指示に基づき10月に「年内の作業工程表」を作成したが、おおむね当該工程表に従い進捗している。2011年においては、新成長戦略の実現・加速に向け、更に果敢な取組を行う必要がある（なお、主要な成果の一覧は、別紙1のとおりである。）。

① 「国を開き、未来を拓く」ための取組の促進

「新成長戦略」においては、2010年秋までに「包括的経済連携に関する基本方針」を策定することとされ、また、新成長戦略実現会議においては、アジア太平洋諸国と成長と繁栄を共有するための環境を整備するに当たっては、EPA/FTAが重要との認識が示された。

これを受けて、政府においては、「包括的経済連携に関する基本方針」を策定し、これまでの姿勢から大きく踏み込み、世界の潮流からみて遜色のない高いレベルの経済連携を進めるとともに、それに必要となる競争力強化等の抜本的な国内改革を先行的に推進することとした。

また、横浜で開催されたアジア太平洋経済協力（APEC）会合において、我が国として「国を開き、未来を拓く」ことを明確に打ち出し、アジア太平洋地域と共に成長の道を歩んでいくとのメッセージを積極的に出すことができた。これは、APECがアジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）構築に向けた具体的道筋を定める上でも有意義であった。

さらに、パッケージ型インフラ海外展開についても、政府一体

となって、海外展開を図る事業者を強力に支援する取組を後押しできた。この結果、ベトナム原子力発電所第2サイト建設やレアアース開発のパートナーに日本が決定されるなど、既に目に見える形で成果が表れている。

また、羽田空港の24時間国際拠点空港化の実現、首都圏空港を含むオープンスカイについて、米国との実施や韓国の航空当局との合意、中国人個人観光査証の取得容易化等、日本と世界とのヒトやモノの流れを作り出す取組も着実に進展している。

② 景気・雇用動向を踏まえた新成長戦略に基づくマクロ経済政策の実施

新成長戦略実現会議においては、円高や海外経済の減速による景気の下振れリスク等の状況に応じて、新成長戦略の前倒し、実現・加速を含む強力かつ総合的な政策努力を行うことが必要との認識が示された。

政府においては、「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」、「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」を矢継ぎ早に決定し、新成長戦略の実現に資する予備費の活用（ステップ1）や補正予算の編成等（ステップ2）を行った。さらに、ステップ3として、2011年度予算編成において新成長戦略実現のための重点的な配分を行うなどした。

③ 成長に向けた税制改正及び制度的枠組みの構築

新成長戦略実現会議においては、新成長戦略の一環として、国際競争力強化や地域活性化のための制度・規制改革や、企業の競争力強化や外資系企業の立地促進のための国内投資の促進が必要であるとの認識が示された。

これを受けて、政府は、総合特区制度の創設など所要の制度・規制改革を進め、国内投資促進円卓会議において「日本国内投資促進プログラム」を策定した。

また、平成23年度税制改正大綱において、国税と地方税を合わせた法人実効税率の5%引下げ、中小法人に対する軽減税率の引下げ、総合特区・アジア拠点化推進のための税制上の優遇措置、

環境関連投資促進税制、雇用促進税制、市民公益税制等を盛り込んだ。

2 2011 年に見込まれる主要な成果と課題

(1) 2011 年に見込まれる主要な成果と課題

新成長戦略の実行 2 年目に当たる 2011 年においては、規制・制度や税制等の制度改革が本格化するとともに、新成長戦略の実現に軸足を置いた予算も執行に入る。特に、規制・制度改革については、新成長戦略を推進するための政策ツールとして更に強力に推進する。

2011 年において成果が見込まれる施策のうち、制度改正や府省横断的取組を伴う主要な施策を概観すると、以下のとおりである（なお、2011 年に見込まれる主要な成果と課題の一覧は、別紙 2 のとおりである。）。

（注）・は主要施策、※は施策を実行する際の課題を示す。

① 環境・エネルギー

○ 総合的なグリーン・イノベーション戦略の策定

- ・ 地球温暖化対策のための税等の各種の温暖化に係る政策について、技術革新を軸に有機的に連携し実行していく観点から、「環境・エネルギー大国戦略」を更に充実させ、総合的なグリーン・イノベーション戦略を策定。

※ 民生部門等の削減にも寄与する戦略とし、国民各層の理解と支持を得ることが必要。

○ 全量買取方式の固定価格買取制度の導入

- ・ 再生可能エネルギーの導入拡大に向けて、買取制度小委員会報告書を取りまとめるとともに、その内容を反映した関連法案を国会に提出。

※ 国民各層との十分な対話を行いながら、2012 年度から制度導入を目指す必要。

- 「環境未来都市」構想の推進
 - ・ 「環境未来都市」構想のコンセプト等を取りまとめた上で、「環境未来都市」の募集・選考、モデル事業等を推進。
 - ※ 関連府省庁の連携の下での支援措置等の検討。「総合特区制度」等の関連制度との連携・調整。
- 森林・林業再生プランの実行
 - ・ 施業の集約化、路網の計画的な整備等を促進するため、森林経営者が策定する「森林経営計画（仮称）」の創設や適正な施業の確保のための措置の拡充を内容とする森林法の改正法案を国会に提出。また、これに合わせ、森林・林業基本計画及び全国森林計画を改定するとともに、「公共建築物等木材利用促進法」に基づく都道府県・市町村方針の策定や国産材の加工・流通体制の改革を実施。
 - ・ 個々の森林施業に対して支援する制度を抜本的に見直し、意欲と実行力を有し集約化により持続的な森林経営に取り組む者を直接支援する「森林管理・環境保全直接支払制度」を開始。
 - ※ 制度改正の意義、効果を、森林所有者等の関係者に対し十分に浸透させる必要。

② 健康

- 医療の実用化促進のための医療機関の選定制度等
 - ・ 必要な患者に世界標準の医薬品・医療機器を迅速に提供すべく、選定された医療機関において実施する先進医療の評価・確認手続等の運用の改善について、結論を3月までに得た上で、実施。
 - ・ 承認審査の迅速化により医薬品・医療機器の申請から承認までの総審査期間（中央値）を、新医薬品（通常品目）12 か月（2010 年度より4 か月短縮）、新医療機器（通常品目）20 か月（2010 年度より1 か月短縮）とすることを目指す。できるだけ早期に米国並みの審査期間を達成し、優れた医薬品・医療機器がより早く患者に届くようにする。

- ・ 臨床研究・治験を早期に実施すべく薬事法の適用範囲を明確化。

※ 新たな先進医療の評価・確認手続等の円滑な施行等を行う必要。

○ 国際医療交流の促進

- ・ 外国人患者及びその付添人について、医療目的に特化した「医療滞在ビザ」の運用及び長期滞在可能な在留資格を付与する取扱いを1月から開始。
- ・ 医療言語人材を育成するため、3月までに医療機関での通訳実習及び修了試験を実施。

※ より多くの外国人患者等の利用を促すため、様々な手法を活用した広報活動が必要。

③ アジア経済

○ パッケージ型インフラ海外展開の推進

- ・ JICAの海外投融資について、具体的案件の実施を通じて①新実施体制の検証・改善と②案件選択ルールの詰めを行う「パイロットアプローチ」の下で、年度内に再開を実現。
- ・ 重点国・重点分野を中心に、コンサル分野の強化やF/S拡充等を推進するとともに、パッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合の決定に基づき、JBICの機能強化及び日本政策金融公庫からの分離に向け、所要の法案を国会に提出。あわせて、貿易保険の強化として、2011年1月1日より付保率の引上げ開始。現地通貨為替リスク対応強化を年度内早期に実施。

※ 各国のプロジェクト等に対し、的確な情報収集を行うとともに、それに即応できる体制・制度の構築が必要。

○ アジア拠点化の推進等

- ・ 認定されたグローバル企業に対し支援措置を講ずる「アジア拠点化推進法案（仮称）」を国会に提出。
- ・ 「アジア拠点化・対日直接投資加速プログラム（仮称）」

を今夏目途に取りまとめ、戦略的な海外広報を実施。

- ・ 本邦金融機関、JBIC 及び JETRO 等が連携し、中堅・中小企業のアジア地域等への進出支援体制を整備・強化。

※ アジア拠点化のメリットが、企業にとどまらず、国民一人一人の豊かさにまで波及するように施策を展開することが必要。

○ グローバル人材の育成と高度人材の受入れ拡大

- ・ 海外の高度人材の受入れを促進するため、ポイント制を活用した対象者の認定の仕組みや、入国・在留手続の簡素化・優先処理、永住許可要件の緩和といった優遇措置の内容を含め、制度の基本的枠組みについて 2011 年 3 月末までに結論を得、制度の導入に向けて準備。
- ・ 日中韓及びアジアにおける大学間交流を推進するため、単位互換や成績評価等に関する日中韓 3 か国間のガイドラインを策定するとともに、パイロットプログラムを早期に開始。
- ・ 大学間交流協定等に基づき 3 か月未満の交流を行う日本人学生及び外国人学生（各 7,000 人）を新たに支援し、質の高い外国人学生を受け入れるとともに、日本人学生が海外で切磋琢磨する機会を拡大。

※ 2020 年における目標（海外留学・研修などの日本人学生等の海外交流 30 万人、外国人学生の受入れ 30 万人）の達成に向けた国際戦略を整理する必要。

○ 知的財産・国際標準化戦略とクール・ジャパンの海外展開

- ・ 特定戦略分野の競争力強化に向け、3 月末までに国際標準化戦略を取りまとめ、国際標準化への戦略的対応を推進。
- ・ クール・ジャパンの推進に関する総合戦略として、3 月を目途にクールジャパン推進に関するアクションプランを策定し、戦略的に推進。

※ 戦略に基づく具体的な実績の積上げを急ぐ必要。

○ EPA/FTA の締結の促進等

- ・ アジア太平洋地域においては、現在交渉中の豪州との EPA 交渉や、現在交渉が中断している日韓 EPA 交渉の再開に向けた取組を加速化。同時に、日中韓 FTA、東アジア包括的経済連携構想（CEPEA）といった広域経済連携の研究の促進や、共同研究実施中のモンゴルとの EPA の交渉開始を可及的速やかに実現。さらに、アジア太平洋地域においていまだ EPA 交渉に入っていない主要国・地域との二国間 EPA を、国内の環境整備を図りながら、積極的に推進。アジア太平洋地域以外の最大の貿易パートナーである EU との間では、早期に交渉に入るための調整を加速。
- ・ 環太平洋パートナーシップ（TPP）協定については、その情報収集を進めながら対応していく必要があり、国内の環境整備を早急に進めるとともに、米国を始めとする関係国と協議を続け、6 月を目途に、交渉参加について結論を出す。
- ・ 主要国・地域との間での高いレベルの経済連携強化に向けて、「国を開く」という観点から、適切な国内改革を先行的に推進。具体的には、農林水産業分野に関し、高いレベルの経済連携の推進と我が国の食料自給率の向上や国内農林水産業・農山漁村の振興とを両立させ、持続可能な力強い農林水産業を育てるための対策を講じるため、「食と農林漁業の再生推進本部」において、6 月を目途に基本方針、10 月を目途に中長期的な視点を踏まえた行動計画を策定。また、看護師・介護福祉士等の海外からの人の移動に関する課題（看護師・介護福祉士試験の在り方及び受験機会の考え方等の検討課題を含む。）にどう取り組むかについては、「包括的経済連携に関する基本方針」に基づき国家戦略担当大臣の下に設置した検討グループにおいて、6 月までに基本的な方針を策定。規制制度改革分野に関し、3 月までに具体的方針を決定。

※ 国民の理解の深まり等の国内環境整備が必要。

○ 国際コンテナ戦略港湾、国際バルク戦略港湾、港湾運営の民営化

- ・ 国際バルク戦略港湾を選定（3月末）。
- ・ 国際コンテナ戦略港湾を港湾法上の新たな港格として規定するとともに、民の視点を取り込んだ港湾の一体運営を実現するための港湾運営会社制度の創設等を内容とする港湾法等の改正法案を国会に提出。

④ 観光立国・地域活性化

○ 総合特区の創設

- ・ 我が国経済の成長エンジンとなる産業等の集積を促進する「国際戦略総合特区（仮称）」及び地域の知恵と工夫を最大限いかす「地域活性化総合特区（仮称）」の創設を内容とする「総合特別区域法案（仮称）」を国会に提出。
- ・ 法案成立後早期に基本方針の策定、総合特別区域の募集・指定を実施。

※ 地域や民間の創意を最大限に活用できるような制度の構築・運営を行う必要。

○ PFI 制度の拡充

- ・ 民間活力により、低コストで高質な行政サービスを実現するため、コンセッション方式として、公共施設等運営事業権（仮称）に係る制度を創設することを内容とする、PFI法の改正法案を国会に提出。同法の改正と併せて、対象施設について公物の分野を限定せずに検討を行った上、公物管理の民間開放のための施策を実施。
- ・ PFI 専門家派遣制度（仮称）の創設及び「地方公共団体へのワンストップサービス（仮称）」の実施。
- ・ 新たな PPP（官民連携）／PFI について、具体的な案件の形成等を推進。

※ 民間の創意工夫が発揮される魅力ある制度への改善を行い、案件を形成するための取組や、民間資金の活用方策の検討が必要。

- 「訪日外国人 3000 万人プログラム」の推進と「休暇取得の分散化」
 - ・ 情勢の変化等を踏まえ、政府を挙げて観光立国を推進する道筋を明らかにするため、「観光立国推進基本計画」の見直しを実施。
 - ・ 通訳案内士以外にも有償ガイドを認めるべく、総合特別区域法（仮称）の一部として措置。
 - ・ 中国人個人観光査証について、7 月に、過去 1 年間（2010 年 7 月～2011 年 6 月）の実施状況を踏まえて必要な見直しを実施。
 - ・ 海外出先機関におけるワンストップサービスの推進。
 - ・ 「休暇取得の分散化」（案）について、休暇改革国民会議における議論や内閣府特別世論調査など各種調査の結果を踏まえ、修正案を策定。
- ※ 外国人旅行者の獲得に向け、施策の効果的な推進が必要。
「休暇取得の分散化」については、国民的コンセンサス形成に向けた丁寧な対応が不可欠。

⑤ 科学・技術・情報通信

- 研究開発投資の促進
 - ・ 第 4 期科学技術基本計画に「官民合わせた研究開発投資を対 GDP 比の 4 %以上にすると目標に加え、政府研究開発投資を対 GDP 比 1 %、5 年間で総額約 25 兆円（総合科学技術会議答申の前提条件による試算）」の研究開発投資目標を設定。
 - ・ 科学研究費補助金の一部を基金化し、複数年度にわたる研究費の使用を可能とすることで、研究者の利便性の向上、予算の効果的・効率的な活用、研究活動の活性化。
- ※ 第 4 期科学技術基本計画に沿った科学技術関係施策の着実な推進のため、政策の PDCA サイクルを確立。
- ※ 研究開発投資の促進に向けた各種施策の検討・実施。

○ 情報通信技術の利活用の促進

- ・ これまでの情報通信技術投資の教訓を整理し、政府 CIO 制度に関する事項も含め、電子行政推進の基本方針を策定。
- ・ 「一般用医薬品のインターネット販売及びテレビ電話等を活用した医薬品販売」「政府統計データの活用」「電子書面の有効性」等の情報通信技術利活用に係る規制・制度等の見直しについての対処方針を高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT 戦略本部）において決定。
- ・ 「光の道」構想（2015 年頃を目途にすべての世帯でブロードバンドサービスを利用）の実現に向けて、未整備地域における基盤整備の推進及び競争政策の推進のための関連法案（電気通信基盤充実臨時措置法、電気通信事業法、電波法等の一部改正法案）を国会に提出。

※ 電子行政については、業務プロセス改革や既存の規制・ルール等の見直しと併せて推進することが必要。

⑥ 雇用・人材

○ 幼保一体化等の促進

- ・ 「こども園（仮称）」への一体化、「保育に欠ける要件」の撤廃等を内容とする所要の法案を国会に提出。
- ・ 喫緊の待機児童解消のため、「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト」を推進。
- ・ 多様な主体の参入を促進するため、施設整備費の在り方の見直し、運営費の使途制限の見直し、配当制約がない旨の周知、株式会社等に対する社会福祉法人会計適用を見直し。
- ・ 「こども園（仮称）」への一体化等の検討状況を踏まえ、「こども指針（仮称）」を策定。

※ 全ての子どもへの質の高い幼児教育・保育を保障し、子どもを大切にする社会を実現するため、関係者との十分な意見調整を図りながら検討を進める必要。

○ 実践キャリア・アップ制度の導入

- ・ 2010 年度内に、実践キャリア・アップ制度全体の基本方針を取りまとめ。2011 年度には、3 業種（介護人材、省エネ・温室効果ガス削減等人材、6 次産業化人材）の実践的な職業能力に関する評価基準や育成プログラムを策定。

※ 3 業種について、2011 年度後半に実証事業を実施することを検討。2010 年度からの 5 か年について、3 業種の検討状況を踏まえて段階的に制度の導入を図るなど、他の成長分野における制度の導入プロセスを検討。

⑦ 金融

○ 総合的な取引所（証券・金融・商品）の創設の推進

- ・ 総合的な取引所の実現に向け、取引所や規制・監督の在り方等の論点について方針を取りまとめた上で、遅くとも 2012 年の通常国会に向けて所要の法案の提出準備。

※ 各論点について省庁間の見解の相違を乗り越えた成案の策定。

（２）フォローアップの実施

新成長戦略においては、成長戦略実行計画（工程表）に示された各施策について、関係者に進捗状況の報告を求め、必要に応じて改善措置を講じさせるなど、PDCA サイクルに立脚した進捗管理を徹底することとされている。

このため、工程表上「2010 年度に実施する事項」とされている事項について、本年 3 月末から 4 月にかけて進捗状況調査を行い、その結果を新成長戦略実現会議において議論する。その上で、新成長戦略実現会議において議論された政策課題とあわせ、必要な見直しを行う。

3 新成長戦略の実行 2 年目に当たって

(1) 新成長戦略実現会議の役割

新成長戦略実現会議は、新成長戦略に示された目標を実現し、そのための施策を確実に実行・加速化するための司令塔として、以下の役割を果たすものである。

① 政策課題の設定

府省横断的な取組が必要なものや制度の創設・見直しを伴うものなど、新成長戦略実現会議で議論すべき政策課題を的確に設定する。

② 検討の方向性の提示

①の政策課題について、官民学労の知見を採り入れて、政府における検討の方向性を示す。

③ 政府の取組の後押し

①及び②に加えて、政府の取組状況を検証し、政府の取組に遅滞や障害が生じた場合には、民の発想も踏まえつつ、その課題解決に向けた手法を提示するなど、政府の取組を後押しする。

あわせて、総理が議長であるという新成長戦略実現会議の位置付けに鑑み、政治のリーダーシップによる政策実行を推進する。

このような新成長戦略実現会議が果たす役割は、新成長戦略の加速・拡大に向けた取組を行う 2011 年においても必要不可欠であり、引き続き新成長戦略実現会議を中心に新成長戦略に掲げられた目標の実現に向けて議論を進める。

(2) 成長戦略の基本的考え方

新成長戦略実現会議においては、新成長戦略は、国家の構成単位である「国」、「地域」、「人」の各レベルに応じ、以下の3つの基本的な考え方に従って実行されるべきとの観点から、議論を進め、新成長戦略の加速・拡大を図る。

① 平成の開国

新興国の台頭は、安全保障と経済の両面で世界の勢力図を大きく変え、世界が地殻変動とも言うべき大きな変化に直面している。また、国内においては、人口減少社会への対応、環境問題への世界に先駆けての対応など、世界に類例のない課題が山積している。

このような状況の変化に対応して、従来の発想に囚われない国家レベルの成長モデルを構築していく。

まず、世界の成長センターであるアジアの中に我が国があることを最大限活用する。

すなわち、20世紀型の成長モデルでは、先進国が新興国の廉価な資源に依拠していたが、21世紀型の成長モデルでは、先進国が新興国の成長のエネルギーを取り込んでいくことが重要となる。国を開き、民の活力と官の大胆な政策展開の協働により、創造性あふれる経済活動を促進し、新興国の発展に貢献するとともに、その成果を享受できる世界の中の日本を実現する成長モデルを構築する。

また、「平成の開国」を進めるに当たっては、あわせて、従来我が国の成長にとって隘路と捉えられてきた環境配慮や高齢化などの課題を成長の機会と捉え直し、その解決を通じて成長を達成していく必要がある。

すなわち、20世紀型の成長モデルでは、経済成長と環境・社会保障とが緊張関係にあるのに対し、21世紀型の成長モデルでは、これらが補完・強化し合う。こうした成長のパラダイムシフトは、日本のみならず世界全体で発生している。日本は、課

題解決のフロントランナーとしての地位を維持・強化することによって成長を実現するモデルを構築する。

② 地域の創意とネットワーク

個々の地域が創意と工夫をいかし、地域が有する特色・強みを最大限発揮する。

すなわち、20世紀型の成長モデルでは、政府の介入と市場の放任という2つの手法が角を突き合わせていた。21世紀型の成長モデルでは、官民学労だけでなく、個々の地域の担い手である住民やNPO、中小企業等の多様な主体間での密接なコミュニケーションが推進力となる。そして、こうした地域の知恵のネットワークを築き、「点」の取組をつなげて「面」に広げるとともに、地域の知恵とそれを最大限にいかしていく国の施策とが連動することでイノベーションが生み出される。このような地域の個々の発意が国全体の大きな運動となって、地域からの成長を生み出す成長モデルを構築する。

③ 能力のフル発揮

年齢、性別、障がいの有無、地域の違いにかかわらず、誰もがその能力を最大限に発揮できる環境を整備する。

すなわち、これまで日本においては、様々な取組を行ってきたものの、常態的な長時間労働や固定的な性別役割分業は解消しきれていない。また、非正規労働の増大など雇用環境が大きく変化しており、若者を始め労働者の仕事と生活に対する将来不安が高まっている。21世紀型の成長モデルでは、こうした雇用環境の変化の下においても、女性、若者、高齢者、障がい者など誰もが、公正な労働条件の下、仕事と生活の調和が図られた多様な働き方を選択できるようにする。これにより、個々人の有する能力が最大限に発揮され、国民一人一人が生み出す付加価値を高め、成長を生み出すモデルを構築する。

こうした考え方を踏まえつつ、マクロ経済運営においては「成長と雇用」を最大のテーマとし、需要が拡大していく分野を中心に雇用を増やし経済成長の要としていく政策に重点を置き、デフレ脱却と持続的な成長を実現する。また、今後中長期的に人口減少・高齢化から強まっていく供給面からの成長制約に備えるため、技術開発、人材育成、雇用、金融といった要素分野においても、予算、税制、規制・制度改革の「選択と集中」を実現する。

Ⅱ マクロ経済運営を中心とする経済財政運営の基本方針

1 新成長戦略策定後の経済動向

日本経済は2009年3月を底に持ち直してきたが、輸出の減少等により2010年秋以降足踏み状態となっており、また、依然として緩やかなデフレが続いている。

新成長戦略が閣議決定された昨年6月以降、円高等による景気下振れリスクが強まったことから、政府はデフレ脱却と自律的な景気回復の道筋を確かなものとすべく、「新成長戦略実現に向けた3段階構えの経済対策」（ステップ1～3）に基づく政策展開に取り組んでいる。さらに、新成長戦略の着実な実施もあって、景気が足踏み状態の中で雇用や設備投資には持ち直しの動きがみられる。

しかし、雇用のミスマッチは一時に比べ改善したものの依然として大きく、起業等のために必要となるリスク・マネーの供給は依然低水準にあることなどから、新成長戦略の本格的な実施により、こうした状況を改善していく必要がある。

以上のように、日本経済は、適切なマクロ経済運営や新成長戦略への取組などにより、総じて新成長戦略の想定から大きく乖離してはいないと考えられる。

2 今後のマクロ経済運営を中心とする経済財政運営の基本方針

(1) デフレ脱却に向けて

デフレ脱却までの「フェーズⅠ」の期間においては、引き続きデフレ脱却を最重要課題と位置付け、成長と雇用に力点を置いたマクロ経済運営を行う。

まず、財政状況をみると、社会保障費の自然増等が見込まれる中で、「経済財政の中長期試算」（2011年1月21日内閣府）でも示されているように、中期財政フレームで示した目標を達成するだけでも、相当の追加的な財政収支改善努力が必要となる。2012

年度以降、更なる歳出抑制や歳入確保に向けた努力が必要である。

なお、政府・与党においては、社会保障の安定・強化のための制度改革案とその必要財源を明らかにするとともに、その安定的確保と財政健全化を同時に達成するための税制改革について、2011年半ばまでに成案を得るべく検討を進め、その後、国民的な議論を進めることとしている。これらの改革により、国民の安心を実現し、経済成長につなげる。

厳しさを増す財政を健全化しつつ、同時にデフレから脱却するという困難な課題を克服するためには、財政・金融両面からの政策対応が必要である。財政金融政策のポリシー・ミックスについては、財政面では、歳出の量（総額）が制約されていることを踏まえ、質を更に向上させる取組（成長と雇用等の観点からの更なる歳出の重点化等）や、予算の効果的な執行（PDCA の推進等）、財政支出以外の面での様々な政策努力がますます求められるとともに、金融面では、日本銀行に対して、政策課題についての認識を政府と共有し、引き続き、政府と緊密な情報交換・連携を保ちつつ、適切かつ機動的な金融政策運営を行うよう期待する。

上記のような経済財政政策を推進することにより、引き続き、過度の円高を回避しつつ、デフレからの脱却と内需と外需双方のバランスのとれた成長を目指すことをマクロ経済運営の基本とする。

（２）中長期的な経済成長目標の実現に向けて

中長期的な経済成長目標を実現するためには、予算編成、税制改革、規制・制度改革、EPA/FTA の推進等を通じ、科学技術、教育・人材育成、リスク・マネーの供給、労働市場の整備など、効果の発現までに相当のリード・タイムを必要とする成長の基盤づくりの取組を2012年度以降、強化する必要がある。

また、「新しい公共」を支える環境整備などの取組を強化し、社会・環境分野の課題解決と経済成長を一体的に実現するとともに、国民の不幸の最少化を図る。

3 経済の展望とマクロ経済目標

(1) 経済成長

2010 年度後半における成長の鈍化は 2011 年度の成長率を一時的に低下させるが、2012 年度以降に影響するものではない。

また、上述のマクロ経済運営により、デフレや円高による景気への悪影響が克服され、さらには、新成長戦略への具体的な取組の効果が徐々に現れると見込まれることから、2012 年度以降、平均で名目 3 % 程度、実質 2 % 程度の成長の姿に近づいていく。

(2) デフレからの脱却

今後、需給ギャップの縮小などにより、2011 年度中に消費者物価上昇率がマイナスから小幅ながらプラスに転じることが想定され¹、市場のデフレ・マインドも徐々に是正されていくことが期待される。加えて、上述のようなマクロ経済運営がなされることにより、消費者物価上昇率は 2012 年度以降プラスで安定的に推移していくものと考えられる。なお、GDP デフレーターの上昇率は消費者物価上昇率を下回る傾向があり、2012 年度においても需給ギャップが存続すると見込まれることなどから、デフレ終結の判断についてはこのような状況も踏まえて行う必要がある。

(3) 雇用

雇用創出効果の高い施策への重点化等により、引き続き、失業率をできるだけ早期に 3 % 台まで低下させるとともに、就業率の向上を目指し、就業希望者が働ける環境を実現する。

新成長戦略で示されたマクロ経済目標は、過去 10 年の低成長等を考慮すれば、達成に困難を伴うことが想定されるが、引き続き政策努力の目標と位置付け、堅持していく。

¹ 本年 8 月に消費者物価統計の基準改定が行われることに留意する必要がある。

2010 年の主要な成果

① 21 の国家戦略プロジェクト

1. 「固定価格買取制度」の導入等による再生可能エネルギー・急拡大 <u>○全量買取方式の固定価格買取制度の導入</u> ・総合資源エネルギー調査会の下に設置された買取制度小委員会にて報告書（案）を作成。また、買取制度についての国民の理解を深めるため、全国9か所でシンポジウムを実施。 <u>○グローバルな新産業ベンチャー育成、リスクマネー補完、地域の事業・便益に繋がるファイナンスの仕組みの強化</u> ・低炭素投資促進法に基づいたリース保険事業を行う需要開拓支援法人を指定。 ・低炭素型製品の開発・製造を行う事業者に対して低炭素投資促進法に基づいた融資を行う指定金融機関を指定。
2. 「環境未来都市」構想 <u>○「環境未来都市」構想の推進</u> ・「環境未来都市」構想有識者検討会を設置し、コンセプト等について検討。
3. 森林・林業再生プラン <u>○「森林・林業再生プラン実行プログラム」の取りまとめ</u> ・森林・林業再生プランを着実に実施していくための詳細なロードマップの策定。 <u>○「公共建築物等木材利用促進法」の制定・施行</u> ・公共建築物等における木材の利用を促進するため、低層の公共建築物は原則として全て木造化を図るといった目標を定めた国の基本方針の策定や木材製造高度化計画の認定を受けた者に対する支援措置等を内容とする「公共建築物等木材利用促進法」の制定・施行。
4. 医療の実用化促進のための医療機関の選定制度等 <u>○関係府省による連携・協力体制の確立</u> ・「メディカル・イノベーションの推進に関する政務会合」や「医療イノベーション会議」を開催し、関係府省（文部科学省、厚生労働省、経済産業省）における2011年度関連事業の連携・協力体制について検討。

5. 国際医療交流（外国人患者の受入れ） ○医療言語人材の育成 ・高度な通訳能力と医療の知識を有し、医療の国際化の取組において総合的なコーディネートができる人材を育成するための講座を中国語、ロシア語、英語の3か国語で実施。あわせて、テキストを開発・作成。 ○外国人医師・看護師による国内診療を可能とするなどの規制緩和 ・臨床修練の許可申請の際に必要な書類を簡素化するための省令改正案について、パブリックコメント手続を開始。 ・臨床修練の許可に係る審査期間（現在約2か月程度）の短縮について検討し、運用改善案を取りまとめ。 ○「医療滞在ビザ」の創設 ・病院等に入院して医療を受けるため長期間我が国に滞在する外国人患者及びその付添人について、長期滞在可能な在留資格を付与することなどを内容とする「特定活動告示」の一部改正等を実施し、法務省HPに関連広報を掲載。 ・医療目的に特化した「医療滞在ビザ」を創設し、外務省HP日本語版及び英語版に関連広報を掲載。
6. パッケージ型インフラ海外展開 ○推進枠組みの構築 ・第1回新成長戦略実現会議における総理指示に従い、新成長戦略実現会議の下にパッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合を設置し、56の在外公館で「インフラプロジェクト専門官」を指名するなど当該施策を推進。 ○受注支援推進機能強化策の実施 ・10月の日越首脳会談において、ベトナム原子力発電所第2サイト建設やレアアース開発のパートナーに日本が決定。 ・政令改正により、JBICが行いうる先進国向け投資金融に都市鉄道・水等を追加。 ・パッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合において、JBICの機能強化及び日本政策金融公庫からの分離、JICAの海外投融資の再開、NEXIによる貿易保険の強化を内容とする、関係政府機関のファイナンス面での機能強化策の決定。
7. 法人実効税率引下げとアジア拠点化の推進等 ○法人実効税率の引下げ ・課税ベースの拡大等と併せて、法人実効税率の5%引下げを盛り込んだ平成23

年度税制改正大綱を閣議決定。また、「日本国内投資促進プログラム」を取りまとめ、産業界の具体的な投資行動目標を盛り込み。

○アジア拠点化の推進等

- ・アジア拠点化政策を総合的に推進するためのグローバル企業、高度外国人材呼び込みに係るインセンティブ措置等の方向性を盛り込んだ「日本国内投資促進プログラム」を策定。また、グローバル企業の研究開発拠点やアジア本社を呼び込むため、認定企業について 20%の所得控除を行う税制措置の創設等を盛り込んだ平成 23 年度税制改正大綱を閣議決定。

○輸出通関における保税搬入原則の見直し

- ・平成 23 年度税制改正大綱において、保税地域等に貨物を搬入した後に行うこととされている輸出申告を、貿易円滑化のため、適正通関を確保しつつ、保税地域等への貨物搬入前に行えることとする旨を記述。

8. グローバル人材の育成と高度人材等の受入れ拡大

○ポイント制による高度人材の優遇制度の導入

- ・高度人材に対するポイント制による優遇制度の基本的枠組みについて法務省案を作成し、関係省庁と協議・意見交換。

○日中韓及びアジアにおける大学間交流の推進

- ・第 2 回日中韓大学間交流・連携推進会議（中国）を開催し、単位互換や成績評価等に関する 3 か国間のガイドラインについて大筋合意、パイロットプログラムを 2011 年のできる限り早期に開始することを合意。

○専門学校への留学生支援

- ・学校ごとの受入れ数の上限を弾力化するなど、留学生の受入れに関する取扱いの見直しを実施。6 月より「専修学校留学生総合支援プラン」を実施。

9. 知的財産・標準化戦略とクール・ジャパンの海外展開

○知的財産の積極的な取得・活用

- ・経済産業省産業構造審議会の下に設置された知的財産政策部会特許制度小委員会において、料金減免制度を含む特許料金や通常実施権の登録対抗制度の見直し等につき検討。
- ・経済産業省及び法務省の「営業秘密保護のための刑事訴訟手続の在り方研究会」において、刑事訴訟手続における営業秘密の保護に関する適切な法的措置の在り

方について取りまとめ。

○特定戦略分野の国際標準獲得に向けたロードマップの策定

- ・知的財産戦略本部の下に設置された国際標準化戦略タスクフォースにおいて、国際標準化特定戦略7分野に係る「国際標準化戦略アクションプラン第1弾」を取りまとめ。

○クール・ジャパン戦略の推進

- ・ACTA（模倣品・海賊版拡散防止条約（仮称））について大筋合意、条約案文を確定。
- ・知的財産戦略本部企画委員会でクールジャパン推進に関する関係府省連絡会議を設置し、連絡会議を立ち上げ、具体的検討を開始。経済産業省においてクール・ジャパン官民有識者会議を立ち上げ、具体的検討を開始。
- ・アクセスコントロール回避規制の強化に向けた制度改革案について、関係府省がおおむね取りまとめ。

10. アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）の構築を通じた経済連携戦略

○「包括的経済連携に関する基本方針」の策定

- ・「包括的経済連携に関する基本方針」を閣議決定。これを受け、11月に横浜で開催されたAPEC首脳会議において、FTAAPの実現に向けた具体的な措置をとっていく旨の合意を、議長として取りまとめ。

○経済連携戦略の推進

- ・10月の日印首脳会談において、日印EPAの交渉完了に関する共同宣言に署名。
- ・11月の日ペルー首脳会談において、日ペルーEPAの交渉完了に関する共同声明に署名。

11. 「総合特区制度」の創設と徹底したオープンスカイの推進等

○総合特区の創設

- ・第2回新成長戦略実現会議における総理指示に従い、新成長戦略実現会議の下に総合特区制度、「環境未来都市」構想に関する会議を設置し、「総合特区制度」に係る規制・制度改革等について検討。
- ・「総合特区制度」の制度設計を行うための提案募集を実施（450件の提出）。
- ・総合特区制度のための税制措置の創設を盛り込んだ平成23年度税制改正大綱を閣議決定。

○徹底したオープンスカイの推進

- ・首都圏空港（羽田・成田）の容量拡大を進めつつ、戦略的に首都圏空港を含むオープンスカイを実現するべく、米国に引き続き、東アジア・ASEAN 各国を最優先に航空交渉を推進（米国とのオープンスカイを実施、韓国の航空当局との合意）。
- ・国際チャーター便に係る抜本的な規制改革を実施し、貨物のフォワーダー・チャーター及び第三国チャーターの運航を容易化するとともに、旅客の個札販売（航空券のバラ売り）比率の制限を緩和。
- ・国際航空運賃に係る規制について、上限認可制に移行。

○羽田の「24 時間国際拠点空港化」の推進

- ・羽田空港の 4 本目の滑走路となる D 滑走路及び国際線旅客ターミナルがオープン。
- ・10 月 31 日の冬ダイヤ開始日より、国際線枠 6 万回（昼間 3 万回・深夜早朝 3 万回）を実現し、32 年ぶりに本格的な国際定期便が就航。
- ・発着回数がそれまでの 30.3 万回から 37.1 万回（昼間 33.1 万回・深夜早朝 4 万回）に増加。

○国際コンテナ戦略港湾

- ・国際コンテナ戦略港湾として阪神港・京浜港を選定。

12. 「訪日外国人 3000 万人プログラム」と「休暇取得の分散化」

○中国人個人観光査証の取得容易化・訪日中国人の拡大

- ・中国人個人観光査証に関し、査証の取得容易化に資する措置を講じ、7 月以降の各月において、同査証発給数が前年同月比で各約 3 倍～約 8 倍に増加（2010 年における訪日外国人数はおおむね前年比 3 割増）。

13. 中古住宅・リフォーム市場の倍増等

○省エネ、耐震、バリアフリー性等に優れた住宅の普及促進

- ・「新成長戦略実現に向けた 3 段階の経済対策」において、住宅エコポイントの 1 年延長、住宅金融支援機構による優良住宅取得支援制度（フラット 35 S）の大幅な金利引下げ（当初 10 年間の金利引下げ幅を 0.3%から 1.0%に拡大）の 1 年延長を決定。
- ・「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策～新成長戦略実現に向けたステップ 2～」において、太陽熱利用システム、節水型トイレ、高断熱浴槽へ住宅エコポイント発行対象の拡充を決定。住宅・建築物の耐震化緊急支援事業として、住宅の耐震改修等の緊急促進及び緊急に耐震化が必要な建築物等への支援の実施

を位置付け。
15. 「リーディング大学院」構想等による国際競争力強化と人材育成
<u>○リーディング大学院構築に向けた検討（「博士課程教育リーディングプログラム」等）、第2次大学院教育振興施策要綱（仮称）の策定</u> 中央教育審議会大学分科会大学院部会において、「リーディング大学院」のビジョンを明確化及び「大学院教育の実質化の検証を踏まえた更なる改善について（中間まとめ）」を取りまとめ。
16. 情報通信技術の利活用の促進
<u>○教育の情報化の推進</u> - 文部科学省「学校教育の情報化に関する懇談会」において、「教育の情報化ビジョン（骨子）」を策定。引き続き、同懇談会の下に設置された3つのワーキンググループにおいて、今後の教育の情報化に関する専門的事項について検討。 <u>○「光の道」構想の推進</u> - 総務省において、電気通信事業法やNTT法等関係法律の改正法案の国会への提出、制度整備の実施後3年を目途とした包括的な検証などを盛り込んだ「光の道」構想に関する基本方針と具体的な取組スケジュールを決定・公表。
17. 研究開発投資の充実
<u>○第4期科学技術基本計画の策定（研究開発投資目標の設定）</u> - 第4期科学技術基本計画に向けた総合科学技術会議答申において、「官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にすると目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比1%、総額約25兆円（総合科学技術会議答申の前提条件による試算）とする」との投資目標を明記。 <u>○予算編成プロセスの抜本改革</u> 2011年度政府予算案編成において、「アクション・プラン」の策定など総合科学技術会議の司令塔機能を強化し、質の高い科学技術予算を実現。
18. 幼保一体化等
<u>○子ども子育て新システム検討会議における検討</u> 「こども園（仮称）」への一体化、「保育に欠ける要件」の撤廃等、幼保一体化を含む包括的・一体的な制度の構築について検討。

19. 「キャリア段位」制度とパーソナル・サポート制度の導入

○実践キャリア・アップ制度の導入

- ・専門タスク・フォースを設置・開催し、制度を導入する3業種（介護人材、省エネ・温室効果ガス削減等人材、6次産業化人材）を選定。業種ごとのWGで論点について検討。

○「パーソナル・サポート・サービス」の導入等

- ・第1次分モデル・プロジェクト（5地域）の事業を実施。第2次分モデル・プロジェクト（14地域）も選定済みであり、事業実施に向け関係自治体等と調整中。

20. 新しい公共

○「新しい公共」円卓会議からの提案に対する対応の実現

- ・「新しい公共」推進会議において、「政府の取組に対する「新しい公共」推進会議からの提案」取りまとめ。

○「新しい公共」を支える市民公益税制の拡充

- ・「新しい公共」の担い手を支える環境を税制面から支援するため、以下を内容とする市民公益税制について盛り込んだ平成23年度税制改正大綱を閣議決定。
 - ①認定NPO法人への寄附について、所得税において税額控除制度を導入。一定の公益社団・財団法人等への寄附についても同様の税額控除制度を導入。
 - ②認定NPO法人制度について、PST（パブリック・サポート・テスト）要件など、認定要件の緩和等を実施。
 - ③「新しい公共」の枢要な担い手となるNPO法人の健全な発展のための環境整備を図るため、新たな認定制度の整備を目指す。

○NPO等を支える小規模金融制度の見直し等

- ・NPOバンクに対する総量規制及び指定信用情報機関の使用・情報提供義務等の適用除外の措置。
- ・「企業活力強化貸付（地域活性化・雇用促進資金）社会貢献型事業関連」の制度の取扱期間を延長（2012年3月末まで）。

② その他の新成長戦略関連施策

（1）環境・エネルギー

○地球温暖化対策に係る主要3施策の取りまとめ

- ・地球温暖化問題に関する閣僚委員会にて「地球温暖化対策の主要3施策について」

の取りまとめ。

○各家庭に対してCO2削減のための具体的アドバイスを行う「環境コンシェルジュ」の育成

- ・試行的な家庭のエコ診断・アドバイスの実施（1,750件）。

○低炭素都市づくりガイドライン等の策定・普及

- ・「低炭素都市づくりガイドライン」を2010年8月30日に策定・公表。

○次世代自動車（エコカー等）の普及促進及びロードマップの作成、燃費基準の強化

- ・次世代自動車の普及促進に向けて必要な措置を実施。

○低炭素型産業の立地推進

- ・「低炭素型雇用創出産業立地支援の推進」に係る案件を募集し、案件を採択（153件、5,300億の設備投資創出見込み、1.9兆円の需要創出見込み）。

○革新的技術開発の前倒し・重点化

- ・温室効果ガス削減の大きな可能性を有する技術の研究開発事業等を実施。

○我が国企業の低炭素技術・インフラ及び製品の提供等を通じた海外における温室効果ガスの排出抑制等への貢献を適切に評価する仕組みの構築

- ・途上国における温室効果ガス排出削減量や測定方法に関する調査の実施（13か国33件）。
- ・インド及びベトナムと本件に関する二国間の議論を強化していくことを首脳レベルで確認。

○環境・エネルギー産業のアジアへの展開を推進

- ・アジア各国との技術協力に関するプロジェクト等の調査、検討、協議等を実施。

（２）健康

○看護師、薬剤師、介護職員等、既存の医療・介護関連職種の活用促進・役割拡大、医療クランク等の大幅な導入

- ・厚生労働大臣の主宰により「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会」を設置し、「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方について中間まとめ」を取りまとめ。

○24 時間地域巡回型訪問サービス、レスパイトケア（家族の介護負担軽減）拡充の 本格実施

- ・社会保障審議会介護保険部会において、2012 年度介護保険制度改正に向けて「介護保険制度の見直しに関する意見」を取りまとめ。
- ・「24 時間地域巡回型訪問サービスのあり方検討会」の中間取りまとめ。

○特別養護老人ホームへの社会医療法人の参入、公益性等を踏まえた運営主体規制 の見直し、いわゆる施設サービス等の供給総量に係る参酌標準の撤廃

- ・社会医療法人に特別養護老人ホームの設置・運営を可能とすることについて、社会保障審議会介護保険部会において議論・検討を行い、その結果を取りまとめ。
- ・いわゆる施設サービス等の供給総量に係る参酌標準の撤廃し、地方自治体がこれまで以上に地域の実情に応じて介護保険事業計画の策定が可能。

○地域包括ケア推進の法体系等の整備

- ・社会保障審議会介護保険部会において、2012 年度から始まる第 5 期介護保険事業計画に向けて、当面必要となる介護保険制度の改正事項について「介護保険制度の見直しに関する意見」を取りまとめ。
- ・「介護保険法等の一部を改正する法律案（仮称）のポイント」を公表。

（４）観光・地域活性化

○地域や社会のニーズに対応した国有財産の有効活用

- ・「新成長戦略における国有財産の有効活用について」を取りまとめ、未利用国有地を保育などの社会福祉施設や医療施設として利用する場合に、地方公共団体に対する定期借地権を活用した貸付けを可能とするなどの制度整備を実施。また、民間企業で行われている CRE 戦略を参考に、「国有財産行政における PRE 戦略について」を取りまとめ、公表。

○戸別所得補償モデル対策の実施

- ・食料自給率の向上と農業の多面的機能の維持を目的とした農業者戸別所得補償制度の本格実施に向けて、事業効果や円滑な事業運営を検証するため戸別所得補償モデル対策を実施（約 133 万件の加入申請）。

○六次産業化法の制定

- ・農林漁業者等の事業の多角化及び高度化等や地産地消等の取組を促進し、6 次産業化の推進の中核となる「六次産業化法」を制定。

○「『食』に関する将来ビジョン」の策定

- ・農林水産大臣を本部長、農林水産大臣政務官を副本部長とし、全府省の政務官及び有識者等で構成される検討本部を設置。検討本部での5回の議論を経て、政府一体で取り組む、6次産業化、食文化、輸出促進、農山漁村コミュニティの再生・地域活性化、再生可能エネルギー等に関する10のプロジェクトについて、各府省の連携施策、2011年度の関連予算を取りまとめ。地域の発展のイメージやその成果としての発展目標を明示。

○バイオマス活用推進基本計画の策定

- ・バイオマス活用推進基本法に基づき、バイオマスの活用の推進に関する具体的な数値目標を盛り込んだバイオマス活用推進基本計画を閣議決定。

○中国農業発展集団との覚書に署名

- ・中国農業発展集団（中国国営企業）と農林水産省との間で、日本産農林水産物・食品の中国輸出増加等を内容とする覚書に署名（なお、2010年1月～11月の対世界の農林水産物・食品の輸出額10.8%増（対前年同期比））。

○起業支援ファンドへの資金供給の弾力化

- ・中小企業基盤整備機構のファンド出資事業の再編と出資条件の弾力化（出資限度額の引上げ、投資ファンドの対象中小企業投資比率制限の弾力化）を実施。

○中小企業海外展開支援会議の立ち上げ

- ・JETRO、中小企業基盤整備機構のほか、金融機関や中小企業団体の参加を得て、各地域ブロックできめ細かく中小企業の海外展開を支援する体制を構築。

○中小企業における新卒者就職応援プロジェクトの実施

- ・就職未内定者の中小企業でのインターンシップ支援を、2010年度上半期で5,000人実施（12月時点で実習終了後の状況の確認が出来た約2,700名のうち約1,000名が就職）。

（５）科学・技術・情報通信

○競争的研究資金の使用ルールの統一

- ・研究者、研究機関が研究資金を効果的・効率的に活用できるようにするため、本年度以降の公募要領などにおいて費目構成の統一化やその他の改善事項を実現。

○関係投資機関との連携による技術系ベンチャー支援の検討・実施

- ・大学等の有望な研究成果の紹介と技術の事業化に当たっての情報提供・助言を相互に開始するため、独立行政法人科学技術振興機構（JST）と株式会社産業革新機構（INCJ）の間で協力協定を締結。

○産学人材育成パートナーシッププログラム開発・実証事業

- ・産学人材育成パートナーシップの議論を踏まえた、人材育成面における産業界と大学界の関係強化につながる人材育成プログラムの開発・実証を全国 16 か所で実施。

○宇宙開発利用の推進

- ・小惑星探査機「はやぶさ」による世界初の小惑星からの物質回収。
- ・国産ロケット H-IIA17 号機・18 号機による 12 機連続打上げ成功。
- ・我が国初の測位衛星である準天頂衛星「みちびき」の技術・利用実証開始。

○著作権等に係る権利制限の一般規定の整備

- ・文化審議会著作権分科会法制問題小委員会において、「権利制限の一般規定に関する報告書」を取りまとめ。

○データセンタの国内立地整備等の制度見直しの検討

- ・コンテナ型データセンタの設置について、無人運転が基本であるなど、その利用実態を踏まえて建築基準法上の建築物の対象外とするものとして 2010 年度中に運用の明確化を図ることを閣議決定。

○大規模サイバー攻撃への対応、クラウド化や IPv6 に対応した情報セキュリティガイドラインの策定など情報通信技術を安心して利用できる環境の整備

- ・情報セキュリティ対策推進会議・危機管理関係省庁連絡会議合同会議において「政府におけるサイバー攻撃等への対処態勢の強化について」を申合せ。

（６）雇用・人材

○「フリーター等正規雇用化プラン」の推進

- ・ハローワークの職業紹介により 2010 年 4 月から 10 月までの間に 17.7 万人のフリーター等が正規雇用に転換。

○派遣労働者の均衡待遇の確保と正社員転換の推進

- ・「派遣労働者雇用安定化特別奨励金」（一人 100 万円（有期雇用 50 万円）（大企業

は半額)) を活用し 2010 年 4 月から 11 月までの間に約 1.6 万人の派遣労働者の派遣先における直接雇用を促進。

- ・派遣労働者を保護するための労働者派遣法改正法案を国会へ提出。

○最低賃金の引上げ

- ・2010 年度の最低賃金の改定について、時間当たりの引上げ額としては過去最大の 17 円（全国加重平均）の引上げ。

○保育ママ等の育成支援

- ・保育ママは、保育士又は看護師の資格が必須とされていたが、2010 年 4 月より法定化され、保育士又は研修により市町村が認めた者へ緩和。

○専修学校への単位制・通信制の導入

- ・「専修学校教育の振興方策等に関する調査研究（2009 年 11 月 11 日生涯学習政策局長決定）」を実施し、専修学校における単位制・通信制の具体的な制度の在り方等について検討。

(7) 金融

○金融資本市場・金融産業活性化等のためのアクションプラン策定

- ・外国企業等による英文開示の範囲拡大等、金融資本市場の活性化に向けた施策を取りまとめたアクションプランを策定。

2011 年に見込まれる主要な成果と課題

① 21 の国家戦略プロジェクト

1. 「固定価格買取制度」の導入等による再生可能エネルギー・急拡大

○全量買取方式の固定価格買取制度の導入

- ・買取制度小委員会報告書を取りまとめるとともに、その内容を反映した関連法案を国会に提出。

【課題】

- ・国民各層との十分な対話を行いながら、2012 年度から制度導入を目指す必要。

○スマートグリッド導入、系統運用ルール策定、系統連系量の拡大施策等電力システムの高度化

- ・次世代エネルギー・社会システム実証事業について選定した 4 地域において実証を開始。
- ・次世代エネルギー技術実証事業について上記 4 地域以外の実証地域を公募、採択し、実証を開始。

【課題】

- ・次世代送配電システム制度検討会及びスマートメーター制度検討会の検討結果を踏まえた、電気事業分科会における制度的な対応等の検討。

○風力発電・地熱発電立地のゾーニング、漁業協同組合との連携等による洋上風力発電推進等や規制改革

- ・既存の土地利用規制の明確化及び今後の規制改革等に備えた基盤整備のため、全国の再生可能エネルギーの賦存量と各規制法ごとの設置制限等（許可区域、認可区域、届出区域等）の状況等を統合した地図情報として整備し、順次ウェブサイトで公表。
- ・洋上風力発電の大型化等の技術研究開発及び実証を実施。
- ・港湾又は海岸保全区域における風力発電施設設置の判断基準等の明確化について 2010 年度中に結論を得、2011 年度のできるだけ早い時期に措置。

【課題】

- ・土地利用規制等に関する地図情報を基にした具体的なゾーニングの進め方。
- ・洋上風力発電の技術研究開発及び実証は、洋上における気象・海象の把握、安全確保、塩害対策、海域での風車設置の施工技術の確立、洋上への風車設置による周辺環境への影響評価手法の構築等。

○グローバルな新産業ベンチャー育成、リスクマネー補完、地域の事業・便益に繋がるファイナンスの仕組みの強化 ・低炭素型製品の開発・製造を行う事業者に対する融資及び低炭素型製品のリース保険業務を実施。 【課題】 ・関係団体等への周知等による本制度の幅広い活用。 (関連) ○総合的なグリーン・イノベーション戦略の策定 ・地球温暖化対策のための税等の各種の温暖化に係る政策について、技術革新を軸に有機的に連携し実行していく観点から、「環境・エネルギー大国戦略」を更に充実させ、総合的なグリーン・イノベーション戦略を策定。 【課題】 ・民生部門等の削減にも寄与する戦略とし、国民各層の理解と支持を得ることが必要。
2. 「環境未来都市」構想
○「環境未来都市」構想の推進 ・「環境未来都市」構想のコンセプト等を取りまとめた上で、「環境未来都市」の募集・選考、モデル事業等を推進。 【課題】 ・関連府省庁の連携の下での支援措置等の検討。 ・「総合特区制度」等の関連制度との連携・調整。
3. 森林・林業再生プラン
○「森林法」の改正等 ・施業の集約化、路網の計画的な整備等を促進するため、森林経営者が策定する「森林経営計画（仮称）」の創設や適正な施業の確保のための措置の拡充を内容とする森林法の改正法案を国会に提出。また、これに併せ、森林・林業基本計画及び全国森林計画を改定するとともに、「公共建築物等木材利用促進法」に基づく都道府県・市町村方針の策定や国産材の加工・流通体制の改革を実施。 【課題】 ・制度改正の意義、効果を、森林所有者等の関係者に対し十分に浸透させる必要。 ○森林管理・環境保全直接支払制度の開始 ・個々の森林施業に対して支援する制度を抜本的に見直し、意欲と実行力を有し集約化により持続的な森林経営に取り組む者を直接支援する「森林管理・環境保全直接

支払制度」を開始。

【課題】

- ・制度改正の意義、効果を、森林所有者等の関係者に対し十分に浸透させる必要。

4. 医療の実用化促進のための医療機関の選定制度等

○選定された医療機関における先進医療制度の手続き等の見直し

- ・必要な患者に世界標準の医薬品・医療機器を迅速に提供すべく、選定された医療機関において実施する先進医療の評価・確認手続等の運用の改善について、結論を3月までに得た上で、実施。
- ・承認審査の迅速化により医薬品・医療機器の申請から承認までの総審査期間（中央値）を、新医薬品（通常品目）12か月（2010年度より4か月短縮）、新医療機器（通常品目）20か月（2010年度より1か月短縮）とすることを目指す。できるだけ早期に米国並みの審査期間を達成し、優れた医薬品・医療機器がより早く患者に届くようにする。
- ・臨床研究・治験を早期に実施すべく薬事法の適用範囲を明確化。

【課題】

- ・新たな先進医療の評価・確認手続等の円滑な施行等を行う必要。

5. 国際医療交流（外国人患者の受入れ）

○国際医療交流の促進

- ・外国人患者及びその付添人について、医療目的に特化した「医療滞在ビザ」の運用及び長期滞在可能な在留資格を付与する取扱いを1月から開始。
- ・医療言語人材を育成するため、3月までに医療機関での通訳実習及び修了試験を実施。

【課題】

- ・より多くの外国人患者等の利用を促すための様々な手法を活用した広報活動。

○外国人医師・看護師による国内診療を可能とするなどの規制緩和

- ・臨床修練制度の制度改正案の取りまとめ（2011年3月）、臨床修練の許可申請の際に必要な書類を簡素化するための省令改正、審査期間の短縮の運用の開始（2011年4月）。

6. パッケージ型インフラ海外展開

○パッケージ型インフラ海外展開の推進

- ・案件形成の初期段階からの関与が重要との観点より、①重点国・重点分野を中心に、政府一体となった政策対話の強化、②コンサル分野の強化やF/Sの拡充等の推進、

③国際標準化の取組強化による、日本の先進的技術の普及推進、④日本裨益が見込まれる買収案件についての、政府の更なる積極的な対応。

- ・JBIC については、機能強化（主な内容として、先進国向け輸出金融、短期つなぎ資金の供与、外国企業を買収するための資金等の供与、現地通貨対応強化等を含む）とともに、機動性・専門性・対外交渉力強化の観点から、日本政策金融公庫から JBIC を分離。今通常国会への提出を目指し、法案作成の準備を進める。当大臣会合で決める基本方針を踏まえた出資への積極的取組が必要。戦略的海外投融資を積極的に進めるための資金基盤を強化。
- ・JICA の海外投融資について、具体的案件の実施を通じて①新実施体制の検証・改善と②案件選択ルールの詰めを行う「パイロットアプローチ」の下で、年度内に再開を実現。
- ・貿易保険の強化として、2011 年 1 月 1 日より付保率の引上げ開始。現地通貨為替リスク対応強化を年度内早期に実施。

【課題】

- ・各国のプロジェクト等に対し、的確な情報収集を行うとともに、それに即応できる体制・制度の構築が必要。

7. 法人実効税率引下げとアジア拠点化の推進等

○アジア拠点化の推進等

- ・認定されたグローバル企業に対し支援措置を講ずる「アジア拠点化推進法案（仮称）」を国会に提出。
- ・「アジア拠点化・対日直接投資加速プログラム（仮称）」を今夏目途に取りまとめ、戦略的な海外広報を実施。
- ・本邦金融機関、JBIC 及び JETRO 等が連携し、中堅・中小企業のアジア地域等への進出支援体制を整備・強化。

【課題】

- ・アジア拠点化のメリットが、企業にとどまらず、国民一人一人の豊かさにまで波及するように施策を展開することが必要。

○輸出通関における保税搬入原則の見直し

- ・関税法改正法案を国会に提出。

【課題】

- ・法改正の施行と当該改正の周知。

○アジア地域における貿易円滑化の推進

- ・アジア開発銀行（ADB）を通じた支援プロジェクト等（5 年間で最大 2,500 万ドル

規模)を実施し、「切れ目ないアジア市場」の創出に貢献。

【課題】

- ・ ADB、JICA、世界税関機構（WCO）といった関係機関との連携強化。

8. グローバル人材の育成と高度人材等の受入れ拡大

○ポイント制による高度人材の優遇制度の導入

- ・ 海外の高度人材の受入れを促進するため、ポイント制を活用した対象者の認定の仕組みや、入国・在留手続の簡素化・優先処理、永住許可要件の緩和といった優遇措置の内容を含め、制度の基本的枠組みについて 2011 年 3 月末までに結論を得、制度の導入に向けて準備。

○日中韓及びアジアにおける大学間交流の推進

- ・ 日中韓及びアジアにおける大学間交流を推進するため、単位互換や成績評価等に関する日中韓 3 か国間のガイドラインを策定するとともに、パイロットプログラムを早期に開始。

○米国との大学間交流の推進

- ・ 米国の大学との協働教育等、大学の世界展開力強化を推進するため、パイロットプログラムを 10 大学程度において早期に開始。

○日本人学生の海外交流促進と外国人学生の戦略的獲得

- ・ 大学間交流協定等に基づき、3 か月未満の交流を行う日本人学生及び外国人学生を新たに支援。

【課題】

- ・ 2020 年における目標（海外留学・研修などの日本人学生等の海外交流 30 万人、外国人学生の受入れ 30 万人）の達成に向けた国際戦略を整理する必要。

○専門学校への留学生支援

- ・ 「専修学校留学生総合支援プラン」を引き続き実施。

【課題】

- ・ 来日から就職まで一貫した支援体制の整備。

○海外日本語教育の強化

- ・ インドネシア・フィリピンにおける EPA に基づく看護師・介護福祉士候補者として就労を希望する者に対する訪日前の日本語研修及び日米交流強化イニシアティブの一環としての米国における日本語普及など国際交流基金によるアジア諸国等に

おける海外日本語講座の新規展開・運営。

【課題】

- ・関係府省・関係者の連携の強化。

9. 知的財産・標準化戦略とクール・ジャパンの海外展開

○知的財産の積極的な取得・活用

- ・経済産業省において、料金減免制度を含む特許料金や通常実施権の登録対抗制度の見直し等に関し、特許法の改正法案を検討し、国会に提出。
- ・経済産業省において、刑事訴訟手続における営業秘密の保護に関する適切な法的措置の在り方に関し、不正競争防止法の改正法案を検討し、国会に提出。

【課題】

- ・改正内容の着実な実施。

○特定戦略分野の国際標準獲得に向けたロードマップの策定

- ・特定戦略分野の競争力強化に向け、3月末までにアクションプラン第2弾として国際標準化戦略を取りまとめ、国際標準化への戦略的対応を推進。

【課題】

- ・戦略に基づく具体的な実績の積上げを急ぐ必要。

○クール・ジャパン戦略の推進

- ・クール・ジャパンの推進に関する総合戦略として3月を目途にクールジャパン推進に関するアクションプランを策定し、戦略的に推進。
- ・アクセスコントロール回避規制の強化に向けた制度改革について、関係府省において改正法案を検討し、国会に提出。

【課題】

- ・戦略に基づく具体的な実績の積上げを急ぐ必要。
- ・改正内容の着実な実施。

10. アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）の構築を通じた経済連携戦略

○EPA/FTA の締結の促進等

- ・アジア太平洋地域においては、現在交渉中の豪州との EPA 交渉や、現在交渉が中断している日韓 EPA 交渉の再開に向けた取組を加速化。同時に、日中韓 FTA、東アジア包括的経済連携構想（CEPEA）といった広域経済連携の研究の促進や、共同研究実施中のモンゴルとの EPA の交渉開始を可及的速やかに実現。さらに、アジア太平洋地域においていまだ EPA 交渉に入っていない主要国・地域との二国間 EPA を、国内の環境整備を図りながら、積極的に推進。アジア太平洋地域以外の最大の貿易パー

トナーである EU との間では、早期に交渉に入るための調整を加速。

- ・環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定については、その情報収集を進めながら対応していく必要があり、国内の環境整備を早急に進めるとともに、米国を始めとする関係国と協議を続け、6月を目途に、交渉参加について結論を出す。
- ・主要国・地域との間での高いレベルの経済連携強化に向けて、「国を開く」という観点から、適切な国内改革を先行的に推進する。具体的には、農林水産業分野に関し、高いレベルの経済連携の推進と我が国の食料自給率の向上や国内農林水産業・農山漁村の振興とを両立させ、持続可能な力強い農林水産業を育てるための対策を講じるため、「食と農林漁業の再生推進本部」において、6月を目途に基本方針、10月を目途に中長期的な視点を踏まえた行動計画を策定。また、看護師・介護福祉士等の海外からの人の移動に関する課題（看護師・介護福祉士試験の在り方及び受験機会の考え方等の検討課題を含む。）にどう取り組むかについては、「包括的経済連携に関する基本方針」に基づき国家戦略担当大臣の下に設置した検討グループにおいて、6月までに基本的な方針を策定。規制制度改革分野に関し、3月までに具体的方針を決定。

【課題】

- ・国民の理解の深まり等の国内環境整備が必要。

11. 「総合特区制度」の創設と徹底したオープンスカイの推進等

○総合特区の創設

- ・我が国経済の成長エンジンとなる産業等の集積を促進する「国際戦略総合特区（仮称）」及び地域の知恵と工夫を最大限いかす「地域活性化総合特区（仮称）」の創設を内容とする「総合特別区域法案（仮称）」を国会に提出。
- ・法案成立後早期に基本方針の策定、総合特別区域の募集・指定を実施。

【課題】

- ・地域や民間の創意を最大限に活用できるような制度の構築・運営を行う必要。

○国際コンテナ戦略港湾、国際バルク戦略港湾、港湾運営の民営化

- ・国際バルク戦略港湾を選定（3月末）。
- ・国際コンテナ戦略港湾を港湾法上の新たな港格として規定するとともに、民の視点を取り込んだ港湾の一体運営を実現するための港湾運営会社制度の創設等を内容とする港湾法等の改正法案を国会に提出。

○首都圏空港を含めたオープンスカイの推進

- ・戦略的に首都圏空港を含めたオープンスカイを実現すべく、東アジア・ASEAN 各国を最優先に航空交渉を推進し、これらの主要国との間では 2011 年度中の合意を目指

す。

12. 「訪日外国人 3000 万人プログラム」と「休暇取得の分散化」

○「訪日外国人 3000 万人プログラム」の推進と「休暇取得の分散化」

- ・情勢の変化等を踏まえ、政府を挙げて観光立国を推進する道筋を明らかにするため、「観光立国推進基本計画」の見直しを実施。
- ・通訳案内士以外にも有償ガイドを認めるべく、総合特別区域法（仮称）の一部として措置。
- ・中国人個人観光査証について、7月に、過去1年間（2010年7月～2011年6月）の実施状況を踏まえて必要な見直しを実施。
- ・海外出先機関におけるワンストップサービスの推進。
- ・「休暇取得の分散化」（案）について、休暇改革国民会議における議論や内閣府特別世論調査等各種調査の結果を踏まえ、修正案を策定。

【課題】

- ・外国人旅行者の獲得に向け、施策の効果的な推進が必要。「休暇取得の分散化」については、国民的コンセンサス形成に向けた丁寧な対応が不可欠。

13. 中古住宅・リフォーム市場の倍増等

○中古・リフォーム市場整備のための総合的プラン策定・実施

- ・中古・リフォーム市場整備のための総合的プランの策定・施策開始。

【課題】

- ・ストック重視の住宅政策への転換に向けた実効性の高い総合的プランの策定。

○老朽マンションの改修に係る決議要件の適用関係の整理、管理適正化の推進等マンションストック再生のための環境整備

- ・老朽マンションの改修に係る決議要件の適用関係の整理・公表（2010年度内）。
- ・「改正マンション標準管理規約」、「修繕積立金ガイドライン」の策定・公表。
- ・多様なマンション形態に対応した新たなマンション管理のルール策定。

○省エネ、耐震、バリアフリー性等に優れた住宅の普及促進

- ・住宅・建築物の省エネ基準適合義務化の対象、時期、支援策等についての工程表を作成。
- ・長期優良住宅の共同住宅に係る基準の見直し。

14. 公共施設の民間開放と民間資金活用事業の推進

○PFI 制度の拡充

- ・ コンセッション方式（※）として、公共施設等運営事業権（仮称）に係る制度を創設するために、PFI 法の改正法案を国会に提出。同法の改正と併せて、対象施設について公物の分野を限定せずに検討を行った上、公物管理の民間開放のための施策を実施。

（※）公共施設の所有権を民間に移転しないまま、民間事業者に対して、インフラ等の事業権（事業運営・開発に関する権利）を長期間にわたって民間に付与する方式。

- ・ PFI 専門家派遣制度（仮称）の創設及び「地方公共団体へのワンストップサービス（仮称）」の実施。
- ・ 新たな PPP（官民連携）／PFI について、具体的な案件の形成等を推進。

【課題】

- ・ 民間の創意工夫が発揮される魅力ある制度への改善を行い、案件を形成するための取組や、民間資金の活用方策の検討が必要。

15. 「リーディング大学院」構想等による国際競争力強化と人材育成

○リーディング大学院の開始

- ・ 「博士課程教育リーディングプログラム」の事業スキーム確定、公募。2011 年夏頃に採択プログラムを決定・公表し、各大学において取組を開始（2011 年度は 17 件程度を採択予定）。

【課題】

- ・ 円滑な公募審査の実施。
- ・ 採択プログラムの推進、社会への広報発信。

○トップレベル頭脳循環システム（仮称）の実現

- ・ J-PARC の共用運転を開始。
- ・ 次世代スーパーコンピュータ「京」の一部稼働、HPCI 構築の詳細設計の実施、HPCI 戦略プログラムの本格実施。
- ・ 研究支援体制の構築のため、リサーチ・アドミニストレーターを育成・確保するシステムの整備を開始。

【課題】

- ・ 関係施策の着実な実施と今後の在り方の検討。

○産学官集中連携拠点の形成（つくばイノベーションアリーナナノテク拠点（TIA））

- ・ 「運営最高会議」において「中期計画」を決定（2011 年 2 月中旬）。
- ・ 「世界的産学官連携研究センター」整備事業の設計者を選定（2011 年 3 月下旬）。

【課題】

- ・「コア研究領域」における研究開発、「コアインフラ」の整備の着実な実施。
- ・「中期計画」に規定された取組の具体化。

○国の研究開発機関に関する新たな制度の検討

- ・「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」を踏まえつつ、研究開発の特性に鑑み、国の研究開発機関に関する新たな制度の創設に向け、関係省庁と連携して検討し制度の見直しを進める。

【課題】

- ・独立行政法人全体の制度・組織の見直しとの整合性の確保と今後の在り方の検討。

○テニュアトラック制（※）の普及・定着

- ・テニュアトラック教員(135名程度)を採用する機関の選定・支援。
- ・特に優秀なテニュアトラック教員24名程度を選抜し、人件費、研究費等を支援。
(※) 公正で透明性の高い選抜により採用された若手研究者が、審査を経てより安定的な職を得る前に任期付の雇用形態で自立した研究者として経験を積むことができる仕組み。

【課題】

- ・円滑な公募審査の実施等による本施策の着実な実施及びその成果を踏まえた今後の制度の在り方の検討（若手研究者の自立的な研究環境の整備等）。

○研究開発独法を活用した研究開発人材・研究マネジメント人材等の育成

- ・独立行政法人産業技術総合研究所ポスдок研修生全員の民間企業でのOJTの実施。

【課題】

- ・2010年度の研修実施状況及び就業状況を踏まえ、より実践的なカリキュラム、OJT、及び企業とのマッチングの在り方について見直し、新たな協議体制等における議論の提起。
- ・博士課程大学院生向け研修の効果を検証し、所内研修カリキュラムの改善。

16. 情報通信技術の利活用の促進**○電子行政の推進**

- ・これまでの情報通信技術投資の教訓を整理し、政府CIO制度に関する事項を含め、電子行政推進の基本方針を策定するとともに、行政サービスのオンライン利用に関する計画、行政キオスク端末による各種証明書交付等のサービスを拡大するためのロードマップを策定し、電子行政の推進に向けた取組を実施。

【課題】

- ・電子行政については、業務プロセス改革や既存の規制・ルール等の見直しと併せて

推進することが必要。

○医療情報化の推進

- ・「どこでも MY 病院」構想、シームレスな地域連携医療、レセプト情報等の活用による医療の効率化、医療情報データベースの活用による医薬品等安全対策の推進に係る検討課題についての結論を含む「医療情報化タスクフォース」報告書を取りまとめ、医療情報化の推進に向けた取組を実施。

【課題】

- ・施策の意義・効果に関し、幅広い関係者（国民、医療従事者、医療機関等）における十分な浸透。

○教育の情報化の推進

- ・文部科学省において、今後の教育の情報化の総合的な推進方策について取りまとめた「教育の情報化ビジョン」を策定し、教育の情報化の推進に向けた取組を実施。

【課題】

- ・関係省庁（総務省、文部科学省等）間における十分な連携を図ることが必要。

○情報通信技術利活用のための規制・制度改革

- ・「一般用医薬品のインターネット販売及びテレビ電話等を活用した医薬品販売」「政府統計データの活用」「電子書面の有効性」等の情報通信技術利活用に係る規制・制度等の見直しについての対処方針を高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT 戦略本部）において決定。

○「光の道」構想の推進

- ・「光の道」構想（2015 年頃を目途にすべての世帯でブロードバンドサービスを利用）の実現に向けて、未整備地域における基盤整備の推進及び競争政策の推進のための関連法案（電気通信基盤充実臨時措置法、電気通信事業法、電波法等の一部改正法案）を国会に提出。

17. 研究開発投資の充実

○第 4 期科学技術基本計画の策定（研究開発投資目標の設定）

- ・第 4 期科学技術基本計画に「官民合わせた研究開発投資を対 GDP 比の 4 %以上にすると目標に加え、政府研究開発投資を対 GDP 比 1 %、5 年間で総額約 25 兆円（総合科学技術会議答申の前提条件による試算）」の研究開発投資目標を設定。

【課題】

- ・第 4 期科学技術基本計画に沿った科学技術関係施策の着実な推進のため、政策の

PDCA サイクルを確立。

- ・ 研究開発投資の促進に向けた各種施策の検討・実施。

○科学研究費補助金の基金化

- ・ 科学研究費補助金の一部を基金化し、複数年度にわたる研究費の使用を可能とすることで、研究者の利便性の向上、予算の効果的・効率的な活用、研究活動の活性化。

【課題】

- ・ 制度変更の趣旨を踏まえた円滑な研究費の運用と審査・評価制度のより一層の充実。

○科学・技術・イノベーション戦略本部（仮称）の創設

- ・ 総合科学技術会議を発展的に改組し、科学・技術・イノベーション政策の司令塔機能を強化した戦略本部を創設するため、関連法案を国会に提出。

【課題】

- ・ 機能強化の具体像の早期提示及び関係部局との調整。

18. 幼保一体化等

○幼保一体化等の促進

- ・ 「こども園（仮称）」への一体化、「保育に欠ける要件」の撤廃等を内容とする所要の法案を国会に提出。
- ・ 喫緊の待機児童解消のため、「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト」を推進。
- ・ 多様な主体の参入を促進するため、施設整備費の在り方の見直し、運営費の使途制限の見直し、配当制約がない旨の周知、株式会社等に対する社会福祉法人会計適用を見直し。
- ・ 「こども園（仮称）」への一体化等の検討状況を踏まえ、「こども指針（仮称）」を策定。

【課題】

- ・ 全ての子どもへの質の高い幼児教育・保育を保障し、子どもを大切にする社会を実現するため、関係者との十分な意見調整を図りながら検討を進める必要。

19. 「キャリア段位」制度とパーソナル・サポート制度の導入

○実践キャリア・アップ制度の導入

- ・ 2010 年度内に、実践キャリア・アップ制度全体の基本方針を取りまとめ。2011 年度には、3 業種（介護人材、省エネ・温室効果ガス削減等人材、6 次産業化人材）の実践的な職業能力に関する評価基準や育成プログラムを策定。

【課題】

- ・ 3 業種について、2011 年度後半に実証事業を実施することを検討。2010 年度からの 5 か年について、3 業種の検討状況を踏まえて段階的に制度の導入を図るなど、他の成長分野における制度の導入プロセスを検討。

○「パーソナル・サポート・サービス」の導入等

- ・ 2011 年 3 月中を目途に、第 1 次分モデル・プロジェクトの実践と委託調査を踏まえて、パーソナル・サポート・サービスに求められる機能について、整理し提示。2011 年 3 月以降、第 2 次分モデル・プロジェクト等の所要の事業を実施。

【課題】

- ・ パーソナル・サポート・サービス検討委員会において、パーソナル・サポート・サービスの制度化に向けた課題の整理。

20. 新しい公共

○「新しい公共」に係る取組の深化

- ・ 「新しい公共」推進会議において、①「新しい公共」に係る政策の推進と評価プロセスの実現、②「新しい公共」と行政の関係の在り方、③「新しい公共」の担い手の活動基盤整備、④「新しい公共」の担い手としての企業の在り方等の課題について検討を行い、2011 年度前半目途に、提案を取りまとめ。
- ・ 「新しい公共」の自立的な発展のための環境整備として、「新しい公共支援事業」の制度構築と実施を通じ、「新しい公共」の取組の拡大・定着を促進。

【課題】

- ・ 新しい公共への国民の参加を拡大させる方策の具体化。
- ・ 効果的な事業の実施と、必要に応じた制度・運用の見直し及び改善。

○マルチステークホルダーからなる「社会的責任に関する円卓会議」を通じた協働

- ・ 2011 年春頃までに「安全・安心で持続可能な未来に向けた協働戦略」を策定。

【課題】

- ・ 協働戦略を踏まえた具体的な取組の実施、地域単位での協働の促進。

○現場対話とインターネット活用等による「熟議」を通じた政策形成メカニズムの導入

- ・ 熟議の取組の一層の推進に向け、報告書を取りまとめるとともに、着実に実施。

【課題】

- ・ 熟議を通じた政策形成メカニズムの実質化・定着化や多様な当事者との協働の促進。

○社会進歩を測定する指標づくりに関し、各国政府及び国際機関と連携し、新しい成長及び幸福度について調査研究を推進。幸福感・満足感を引き上げる観点から社会的課題を解決

- ・「幸福度に関する研究会」にて幸福度指標の在り方についての提言を取りまとめ（2011 年 6 月目途）。
- ・国内におけるアンケート調査の実施・調査結果の分析（2010 年度に実施した調査について、2011 年秋を目途に一定の成果）。

【課題】

- ・国民の不幸を最小化する社会システムの構築に資する研究成果の取りまとめ。

21. 総合的な取引所（証券・金融・商品）の創設を推進

○総合的な取引所（証券・金融・商品）の創設を推進

- ・総合的な取引所の実現に向け、取引所や規制・監督の在り方等の論点について方針を取りまとめた上で、遅くとも 2012 年の通常国会に向けて所要の法案の提出準備。

【課題】

- ・各論点について省庁間の見解の相違を乗り越えた成案の策定。

② その他の新成長戦略関連施策

（１）環境・エネルギー

○スマートグリッドの導入、情報通信技術の利活用、熱等のエネルギーの面的利用等環境負荷低減事業の推進

- ・スマートグリッドや BEMS・HEMS 導入など、情報通信技術の利活用を推進するため、実証実験等によりベストプラクティスモデルを構築。

○省エネ基準の適合義務化について、対象、時期等の検討

- ・住宅・建築物の省エネ基準適合義務化の対象、時期、支援策等についての工程表を作成。

○エネルギー消費量や温室効果ガスの「見える化」に関する仕組みの構築

- ・個々の家庭の CO2 排出実態から削減ポテンシャルを推計し、より低炭素な生活に変革する情報提供を行う診断ツールの開発及び診断マニュアルの策定。

○都市鉱山のリサイクル等の循環型社会づくりの推進

- ・使用済小型家電のリサイクル及び使用済製品からのレアメタルを含む有用金属のリサイクルの在り方についての取りまとめ（2011 年度末）。

○国内クレジットやオフセット・クレジットの拡充・支援による中小企業等の低炭素投資促進

- ・国内クレジットと連動させた助成金の交付により中小企業等の低炭素投資を活性化。
- ・J-VER を活用した信頼性の高いカーボン・オフセットの取組の促進により、国内の中小企業や農林業等の排出削減・吸収活動を強化。

○「緑の都市化」と都市・地域構造の低炭素化等に向けた制度の構築、取組の推進

- ・温室効果ガス 25%削減に効果的な先進的対策の検証等を集中的に実施。

○次世代自動車（エコカー等）の普及促進及びロードマップの作成、燃費基準の強化

- ・次世代自動車の普及促進に向けて必要な措置を実施。
- ・官民で連携し、電気自動車関連技術の国際標準化を推進。
- ・2011 年中頃に乗用車等の新たな燃費基準の取りまとめ。

○環境負荷の低い鉄道・海運へのモーダルシフトの推進に向けたアクションプランの作成

- ・年度内を目途にモーダルシフト推進に向けたアクションプランの取りまとめ。
- ・「モーダルシフト等推進事業」を創設し、低炭素型の物流を推進。
- ・「北九州・福岡間鉄道貨物輸送力増強事業」の完成に伴う首都圏等と福岡との間での長編成コンテナ列車の直通運転を実施し、モーダルシフトを推進（2011 年 3 月）。

○海洋資源、海洋再生可能エネルギー等の開発・普及の推進

- ・海洋の鉱物及び生物資源開発に必要な技術開発の工程表等について取りまとめ。

○安全性の確保を前提とした原子力の着実な推進

- ・2010 年 12 月に設置した核不拡散・核セキュリティ総合支援センターにおいて新規原子力導入国等に対する人材育成・技術支援を開始。

○革新的技術開発の前倒し・重点化

- ・温室効果ガス削減の大きな可能性を有する技術の研究開発事業等を引き続き実施。

○リースによる低炭素型設備の導入促進の枠組みや、民生・運輸部門を含めた低炭素化を促進する長期・低利融資スキームをはじめとした低炭素型投融資の拡大

- ・低炭素機器に係るリースに対する助成により、温室効果ガス削減効果として約 26 万 t-CO₂/年、経済効果としては約 650 億円の投資と約 2,000 人の雇用の創出が見込まれる。

○我が国企業の低炭素技術・インフラ及び製品の提供等を通じた海外における温室効果ガスの排出抑制等への貢献を適切に評価する仕組みの構築

- ・途上国における排出削減プロジェクトの発掘・形成、排出削減量や測定に関する方法論等の確立を目的としたフィージビリティスタディ等を拡充して実施。

○環境・エネルギー産業のアジアへの展開を推進

- ・インドネシア、マレーシア、中国で技術協力プロジェクトを実施。

(2) 健康

○遠隔医療の適切な普及のための現行規制の解釈・要件明確化

- ・遠隔医療が認められ得るべき要件について、2010年度からの厚生労働科学研究の結果等を踏まえ、「情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」）について」（第1075号厚生省健康政策局長通知）を改正（2010年度中）。

○24時間地域巡回型訪問サービス、レスパイトケア（家族の介護負担軽減）拡充の本格実施

- ・「24時間地域巡回型訪問サービスのあり方検討会」における最終成果報告（2010年度内）。
- ・「24時間対応の定期巡回・随時対応型訪問サービス」の創設を含む介護保険法等の改正法案を国会に提出。

○特別養護老人ホームへの社会医療法人の参入、公益性等を踏まえた運営主体規制の見直し

- ・社会医療法人に特別養護老人ホームの設置・運営を可能とするため、老人福祉法改正法案を国会に提出。

○地域包括ケア推進の法体系等の整備

- ・高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営めるよう、日常生活圏域において、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組を進めるため、介護保険法等の改正法案を国会に提出。

○「日本発シーズの実用化に向けた薬事戦略相談（仮称）」の創設

- ・日本発シーズ（医薬品・医療機器の候補となる物質・技術等）の実用化に向けて、産学官からなる懇談会を設置し（2011年春）、同懇談会の検討を踏まえ、薬事戦略相談に着手（2011年中）。

○世界に先駆けた革新的新薬・医療機器創出のための臨床試験拠点の整備の着手

- ・日本発の革新的な医薬品・医療機器を創出するため、世界に先駆けてヒトに初めて新規薬物・機器を投与・使用する臨床試験等の実施拠点となる医療機関を、2011年度の早い段階で選定し、必要な体制の整備に着手。

○大規模医療情報データベースの構築・医薬品等安全対策への活用

- ・全国の大学病院等5か所に1,000万人規模のデータを収集するために構築する医療情報データベースの仕様書の作成、同データベースを構築する医療機関の選定(2011年夏)。

○サービス付き高齢者向け住宅（仮称）の制度化に関する法律の改正、民間事業者等によるサービス付き高齢者向け住宅（仮称）の供給支援

- ・医療・介護との連携により、高齢者が安心できる住まいの確保に向けた制度改正、財政措置の実施。
 - ①改正高齢者住まい法案を国会に提出。
 - ②高齢者等居住安定化推進事業により、サービス付き高齢者向け住宅（仮称）の整備を促進。
 - ③住宅金融支援機構によるサービス付き高齢者向け住宅（仮称）に対する賃貸住宅融資の担保要件緩和の実施。
 - ④サービス付き高齢者向け住宅（仮称）への入居一時金についてのリバース・モーゲージを住宅金融支援機構による住宅融資保険の付保対象に追加。

（３）アジア経済

○日本国内投資促進プログラム

- ・企業の立地や投資の障壁を除去し、企業の負担を軽減するため、「企業立地促進総合プラン」の実施（2011年1月）。
- ・規制・制度改革に関する方針の閣議決定（2011年3月）。
- ・中長期視点に立ったヒト・モノ・カネ流れの円滑化に資する事業環境整備のための総合的なプログラムである「アジア拠点化・対日投資促進プログラム（仮称）」の取りまとめ（2011年夏）。

○アジア債券市場の構築

- ・ASEAN+3（日中韓）域内のクロスボーダー債券取引の障害となっている各国の規制、市場慣行に関する情報収集、並びに決済慣行及びメッセージ・フォーマットの調和化に向けた検討課題についての報告書を作成。信用保証・投資ファシリティの業務を開始し、具体的な保証案件を組成。

○外為法に基づく報告書の簡素化

- ・クロスボーダーの金銭の貸借取引に係る外為法令上の報告義務を軽減するため、外為法に係る省令を改正。

○関空・伊丹の経営統合に係る制度改正とコンセッション契約の検討

- ・関空・伊丹の経営統合を行うために必要な措置等を定めた法律案を国会に提出。

○造船業の国際競争力の強化

- ・「新造船政策検討会」における取りまとめを行い（2011年夏）、これを踏まえ、技術力強化、新分野への事業展開等を含めた総合的戦略を実施。

（４）観光・地域活性化

○「地域主権」型社会の構築

- ・「緑の分権改革」について、2010年以降行われている調査の結果を踏まえ、緑の分権改革推進会議において課題・対応策等について検討を深め、実証的で使いやすい改革モデルを取りまとめの上、地方公共団体に提示。また、定住自立圏の形成及び離島・過疎地域等の条件不利地域の自立・活性化を支援。

○大都市の成長戦略の策定

- ・我が国経済の牽引に向けハード・ソフトの両面から大都市の都市戦略（成長戦略）を明記し、少子高齢化の進展等近年の経済・社会情勢の変化に対応した都市再生の在り方を提示する都市再生基本方針の改訂案を閣議決定（2011年1月下旬～2月上旬目途）。

○民間都市開発プロジェクトに係る規制緩和・金融措置等（法案提出・立ち上げ支援）

- ・特定都市再生緊急整備地域（仮称）の創設等により都市開発事業を強力に推進し、都市の国際競争力の強化を図るための、都市再生特別措置法の改正を国会に提出。金融支援として、民間都市開発プロジェクトに対するメザニン支援業務（貸付け・社債取得）を創設。

○地域や社会のニーズに対応した国有財産の有効活用

- ・社会福祉法人への未利用国有地の直接貸付けを可能とする制度整備を実施（2011年3月目途）。

○企業における事業継続計画（BCP）の策定促進のための策定事例の収集・情報提供等の実施

- ・企業の事業継続計画（BCP）策定事例について、随時内容を更新しながら情報を提供。
- ・事業継続計画（BCP）における企業間連携、複数企業による訓練等に関する情報の提供。

○農林漁業の再生

- ・農林水産業分野に関し、高いレベルの経済連携の推進と我が国の食料自給率の向上や国内農林水産業・農山漁村の振興とを両立させ、持続可能な力強い農林水産業を育てるための対策を講じるため、「食と農林漁業の再生推進本部」において、6月を目途に基本方針、10月を目途に中長期的な視点を踏まえた行動計画を策定。

○農業者戸別所得補償制度の本格実施

- ・水田を対象とするモデル対策に加え、畑作物にも対象を拡大した「農業者戸別所得補償制度」を本格実施。

○「六次産業化法」の施行及び「未来を切り拓く6次産業創出総合対策」の実施

- ・関係政省令、基本方針等を作成して2011年3月目途に六次産業化法を全面施行し、施行後速やかに、総合化事業計画及び研究開発・成果利用事業計画の認定を開始。これに併せ、6次産業化に取り組む農林漁業者等に対する支援を実施。

○輸出総合戦略の策定

- ・地域・品目の重点化等を行う輸出総合戦略を、食と農林漁業の再生推進本部の基本方針・行動計画と併せ、検討し、策定。

○「緑と水の環境技術革命総合戦略」の策定及び「緑と水の環境技術革命プロジェクト事業」の実施

- ・素材・エネルギー・医薬品等の分野で先端技術を活用して、農林水産業・農山漁村に関連する資源を活用した産業を新たな成長産業とすることを目指す「緑と水の環境技術革命総合戦略」を策定。これに併せ、民間事業者が実施する事業化可能性調査に加えて、実用化に向けた技術実証等の取組を支援。

○バイオマスの活用に関するロードマップの策定等

- ・バイオマス活用推進基本計画に基づき、関係府省の連携の下、関係者が実施すべき事項、解決すべき技術的課題等を明らかにしたロードマップを策定。これを踏まえ、支援対象の重点化、重要技術の実用化の加速化等バイオマスの活用拡大対策を効率

的に実施。

○「資源管理・漁業所得補償対策」の実施

- ・資源管理計画に基づき資源管理を行う漁業者を対象とした資源管理・収入安定対策と、燃油・養殖用配合飼料価格の高騰に備えたコスト対策を組み合わせることにより、総合的な所得補償を実現する「資源管理・漁業所得補償対策」を実施。

○複数の町工場が集積する「工場アパート」建設等のための市町村と連携した制度の創設

- ・「総合特別区域法案（仮称）」に関連の措置を盛り込み、国会に提出。

○事業引継ぎネットワークの創設

- ・「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部を改正する法律案」に関連の措置を盛り込み、国会に提出。

（５）科学・技術・情報通信

○第２次大学院教育振興施策要綱（仮称）の策定

- ・中央教育審議会において答申（１月）、３月までに「第２次大学院教育振興施策要綱（仮称）」を策定。これらを受け、大学院設置基準改正等の制度改正の検討に着手。

○理数教育の強化と理系進学促進（「科学の甲子園」「サイエンス・インカレ」の創設、国際科学オリンピック参加の支援、スーパーサイエンスハイスクールの強化）

- ・科学の甲子園及びサイエンス・インカレの予選等準備。
- ・国際科学技術コンテストの国内予選において、一次選考の会場数拡大や二次選考合宿・強化訓練のための支援強化。
- ・スーパーサイエンスハイスクール指定校の増加と地域の理数教育の中核拠点としての機能の強化。

○産学人材育成パートナーシッププログラム

- ・産学人材育成パートナーシップ全体会議の実施（2011年４月目途。これまで実施された各種取組に関する９分科会による総括、国の支援によるプログラム開発事業の成果の継続的な活用・普及、自立化等の体制構築等に関する検討を実施）。

○新型インフルエンザワクチン開発基盤

- ・新型インフルエンザの発生・流行時に必要な全国民分のワクチンを約半年で製造できる体制整備を推進。

- ・細胞培養法開発について実生産工場整備等のための公募を行い、評価委員会における評価を経て、採択（2011 年第 2 四半期予定）。

○創薬等支援技術基盤プラットフォーム

- ・「創薬等支援技術基盤プラットフォーム」として整備された技術開発拠点について、創薬研究等を行う研究者等が広く利用できるよう外部開放を進めながら創薬研究を推進。検討会を設置し、創薬・医療技術支援基盤に係る基本的考え方を取りまとめ、公表。

○地域イノベーションシステムの構築

- ・地域の構想を実効的に推進するため、地域におけるイノベーション推進協議会（仮称）の設置を推進。
- ・2011 年度初頭に、選定された地域への関係府省による支援を開始。

○ベンチャー・中小企業の知財マネジメントの強化（ワンストップ相談窓口の整備）

- ・中小企業が抱える知財に関する課題を一元的に受け付ける相談窓口を整備しワンストップで解決するサービスを提供する事業を 2011 年度から実施。

○ユーザーの利便性向上に資する特許制度の見直し

- ・経済産業省において、料金減免制度を含む特許料金や通常実施権の登録対抗制度の見直し等に関し、特許法の改正法案を検討し、国会に提出。

○宇宙開発利用の推進

- ・宇宙ステーション補給機「こうのとり」2 号機の打上げ・国際宇宙ステーションへの補給の実施。
- ・超小型衛星の研究開発を通じた人材育成等により宇宙新興国との協力を推進。

○著作権等に係る権利制限の一般規定の整備

- ・文化審議会著作権分科会で著作権等に係る権利制限の一般規定の導入に向けた方針を取りまとめ（2011 年 1 月）、著作権法の一部改正法案の準備作業に着手。

○電子政府の総合窓口（e-Gov）の改善

- ・e-Gov にパブリックコメントの入力・送信機能を追加することにより、より簡便な方法によって関係府省に意見を提出できるようにするなどの改善を実施（2011 年中）。

○データセンタの国内立地整備等の制度見直しの検討

- ・コンテナ型データセンタの国内立地促進のため、建築基準法の運用の明確化を実施（2010 年度中）。

○大規模サイバー攻撃への対応、クラウド化や IPv6 に対応した情報セキュリティガイドラインの策定など情報通信技術を安心して利用できる環境の整備

- ・情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部改正法案を国会に提出。
- ・クラウドサービス利用のための情報セキュリティマネジメントガイドラインの策定（2011 年 2 月目途）。
- ・IPv6 に対応したセキュリティガイドラインの策定（2011 年 6 月目途）。

○交通の高度情報化、システムの海外展開を見据えたロードマップの策定、運用モデルの検討、プローブ情報の集約・活用の効果の検証、グリーン ITS サービスの運用開始（試験運用を含む。）

- ・2013 年度でのグリーン ITS サービスの運用開始に向けた、運用モデルの検討とプローブ情報の集約・活用の効果検証の実施に資するロードマップを策定（2010 年度内）。

（6）雇用・人材

○雇用戦略の推進

- ・「雇用戦略・基本方針 2011」（2010 年 12 月 15 日第 6 回雇用戦略対話合意）に基づき、関係諸施策を実施。

○65 歳まで希望者全員の雇用が確保されるよう、施策の在り方について検討

- ・「今後の高年齢者雇用に関する研究会」において報告取りまとめ（2011 年春～夏頃予定）。

○求職者支援制度の検討・創設

- ・労働政策審議会での検討結果を踏まえ、所要の法案を国会に提出し、2011 年度中に求職者支援制度を創設。

○有期労働契約に係る労働政策審議会での検討

- ・有期労働契約の在り方について、労働政策審議会において、議論の取りまとめ。

○初等・中等教育段階での重要能力・スキルの確実な習得

- ・教育内容の質・量を充実させる新学習指導要領を 2011 年 4 月より小学校で全面実施。

○教職員の養成・採用・研修及び体制の抜本的見直し

- ・教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策につき、中央教育審議会において議論を取りまとめ。それを踏まえて、教員免許制度等につき必要な見直しを行う。
- ・小学校1年生の学級編制の標準を、現行の40人から35人に引き下げる等の事項を主要内容とする義務標準法の改正法案を国会に提出。

○高等教育における修学環境の整備

- ・意欲と能力のある学生が経済的理由で学業を断念することのないよう、真に困窮している学生に対し優先的に支援するよう奨学金の貸与基準を見直すとともに、貸与規模を拡充。

○専修学校への単位制・通信制の導入

- ・専修学校における単位制・通信制による教育を可能とするため、専修学校設置基準の改正など法令の整備。

(7) 金融

○企業結合規制の見直し

- ・企業結合審査の迅速性・透明性を高める観点からの見直しを2010年度中に実施。

○金融資本市場・金融産業活性化等のためのアクションプラン実行

- ・「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律案（仮称）」に、ライツ・オファリングが円滑に行われるための開示制度等の整備、外国企業等による英文開示の範囲拡大、資産流動化スキームに係る規制の弾力化、銀行・保険会社等の金融機関本体によるファイナンス・リースの活用解禁、公認会計士試験・資格制度の見直し等、関連の措置を盛り込み、国会に提出。
- ・このほか、地域密着型金融の促進、経営者以外の第三者による個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行確立等のための監督指針の改正等、新興市場等の信頼性回復・活性化、四半期報告の大幅簡素化、金融機関による中堅・中小企業のアジア地域等への進出支援体制の整備・強化等の諸施策を実行。